

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年3月24日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 山本 大志

1. 当該招請の主旨

沖縄管内では、港湾及び空港事業が計画または実施されているが、各事業の計画・実施に当たっては、数多く来襲する勢力の強い台風や冬季風浪など年間を通して制約される気象条件や、リーフや海に囲まれた地形に伴う波浪や塩害など、本土とは異なる沖縄特有の自然条件下での整備等を余儀なくされている一方で、豊かな自然環境や生態系への配慮等も求められている。

本業務は、沖縄特有の各種条件を踏まえて、沖縄管内における港湾空港施設の設計、施工、維持管理のさらなる高度化に資するよう総合的かつ最新の知見から要因を分析し、課題解決に向けた対応策を検討するものである。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術力を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による提案書の提出を要請する予定である。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

令和8年度沖縄管内における港湾空港施設整備等高度化研究委託

2) 業務目的

沖縄管内では、港湾及び空港事業が計画または実施されているが、各事業の計画・実施に当たっては、数多く来襲する勢力の強い台風や冬季風浪など年間を通して制約される気象条件や、リーフや海に囲まれた地形に伴う波浪や塩害など、本土とは異なる沖縄特有の自然条件下での整備等を余儀なくされている一方で、豊かな自然環境や生態系への配慮等も求められている。

本業務は、沖縄特有の各種条件を踏まえて、沖縄管内における港湾空港施設の設計、施工、維持管理のさらなる高度化に資するよう総合的かつ最新の知見から要因を分析し、課題解決に向けた対応策を検討するものである。

3) 業務内容

- ・ 吸い出し抑止対策技術の高度化に関する検討 1式
- ・ 水中バックホウ支援技術による水中施工の高度化に関する検討 1式

4) 履行期限

契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月12日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般

競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 本業務に係る申込者は「令和8年度管内技術審査補助業務（令和8年度発注予定）」及び「令和6年度管内技術審査補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局長が発注業務から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 情報保全に係る履行体制が適切であること。なお、その判断は以下による。
本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（参加意思確認書添付（別紙3）」を参加意思確認書と併せて発注者に提出すること。

(2) 技術力に関する要件

設計、施工、維持管理を含めた港湾空港施設整備のさらなる高度化に資する以下の全ての技術力を有すること。

① 吸い出し抑止対策技術の高度化に関する検討

吸い出し抑止対策技術に関する体系的な知見や研究実績を有しており、かつ沖縄地域で整備された埋立護岸の構造形式や使用材料等を踏まえ、沖縄海域海砂の埋立地盤に対するレーダー探査技術等について検討し、吸い出し・空洞形成・発達に対する早期発見手法を提案するとともに技術指針として取りまとめる技術を有すること。吸い出し・空洞形成・発達に対する早期発見手法の提案に当たっては、空洞等探査精度を確認するための実験設備を有しており、それを有効に活用する技術力を有すること。

② 水中バックホウ支援技術による水中施工の高度化に関する検討

水中バックホウによる基礎マウンドの均し作業及び外界計測技術に関する知見や研究実績を有しており、かつ、水中作業における外界計測技術活用による作業効率の向上及び安全性の向上について評価する技術を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
電話 098-866-0031（内線2528, 2368）

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年3月24日から令和8年4月10日まで(1)と同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年4月13日 12時00分（1）と同じ場所に郵送（書留郵便等の配達の記事が残るものに限る）又は持参により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限については、別途通知する。
- (4) 沖縄総合事務局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を受理されていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには技術提案書の提出の時に、一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は、業務説明書による。